

第3章 人権教育・啓発の基本方針

1 基本理念

“人権が尊重される心豊かな社会をつくる”

- 一人ひとりがかかけがえのない存在として尊重される社会を目指します。
- 同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人などに対する偏見や差別のない社会を目指します。

2 人権教育・啓発の基本的あり方

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第2条において、「人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。」と規定されています。

人権が尊重される心豊かな社会を実現するためには、一人ひとりが様々な人権問題を自分の問題として捉え、問題解決のため自ら判断し、行動できるようにすることと、それを可能にする社会的な環境や条件の整備が重要です。

世界人権宣言は、前文で「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」と謳い、^{うた}「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する」としています。

基本的人権の尊重は、すべての人民とすべての国が達成すべき「共通の基準」とされており、基本的人権を尊重しない自由は認められていないのです。

人権教育・啓発では、人々のつながりを大切にし、自分の人権だけではなく他の人々の人権についても正しく理解し、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち人権の共存の考え方が定着することが求められています。

一人ひとりがかかけがえのない存在として尊重され、互いを認め合う、人権尊重の文化が県民の精神的風土として育まれるよう教育・啓発に取り組んでいくことが必要です。

3 人権教育・啓発推進の考え方

人権が尊重される社会を実現するため、「人権教育・人権啓発の推進に関する法律」の基本理念を踏まえ、次の考え方にに基づき、本県の人権教育・啓発を推進します。

(1) 多様な機会の提供

2016年(平成28年)に実施した「福岡県人権問題に関する県民意識調査」(以下「県民意識調査」という。)では、人権に関する研修・啓発イベントへの参加や新聞、書籍、映画などでの啓発活動への接触が多い人ほど人権問題への関心が高いという結果が出

ています。(図1：人権問題に対する関心度と啓発活動への接触状況)

このことから、県民一人ひとりが人権に対する理解を深める機会が得られるよう、様々な媒体を活用した人権教育・啓発を行います。

また、家庭、学校、地域、職場などあらゆる場において行われる人権教育・啓発の実施主体に対して、教材、資料等の提供に努めます。

(2) 効果的な手法の採用

「県民意識調査」の結果では、年齢層により人権問題への関心度が異なっていることが分かります。(図2：関心のある人権問題<年齢層別>)

そのため、子どもから高齢者まで、あらゆる人々が、親しみやすく分かりやすいテーマの選択や表現方法など創意工夫を凝らして、人権教育・啓発を実施します。

また、人権教育・啓発の手法については、「法の下での平等」、「個人の尊重」といった人権一般の普遍的な視点からアプローチする手法と、具体的な人権課題に即した個別的な視点からアプローチする手法があり、両者があいまって人権についての理解が深まっていくと考えられることから、両者の整合性を図って推進します。

同時に、様々な個別課題への取組みの際は、一つの差別は全ての差別につながるという視点に立ち、その根底にある共通の構造を見極め、県民から幅広く理解と共感を得られるよう内容・手法を工夫し効果的に行います。

さらに、相談活動のなかで人権課題に関するニーズの把握に努め、効果的な人権教育・啓発につなげていきます。

(3) 自主性の尊重

人権尊重の精神は、県民の一人ひとりの心のあり方に密接にかかわるものであることから、人権教育・啓発は、県民の自主性を尊重し、押し付けとならないよう十分留意します。

加えて、人権問題について多種多様な意見があることを踏まえ、人権研修の場において、自由かつ率直な意見交換ができる環境づくりに努めます。

その際には、さまざまな立場の人々が活発な意見交換などを通じて、基本的人権の尊重が世界人権宣言で人類の「共通の基準」とされていることの意義を自分のものとしていくことが求められています。

図1

人権問題に対する関心度と啓発活動への接触状況

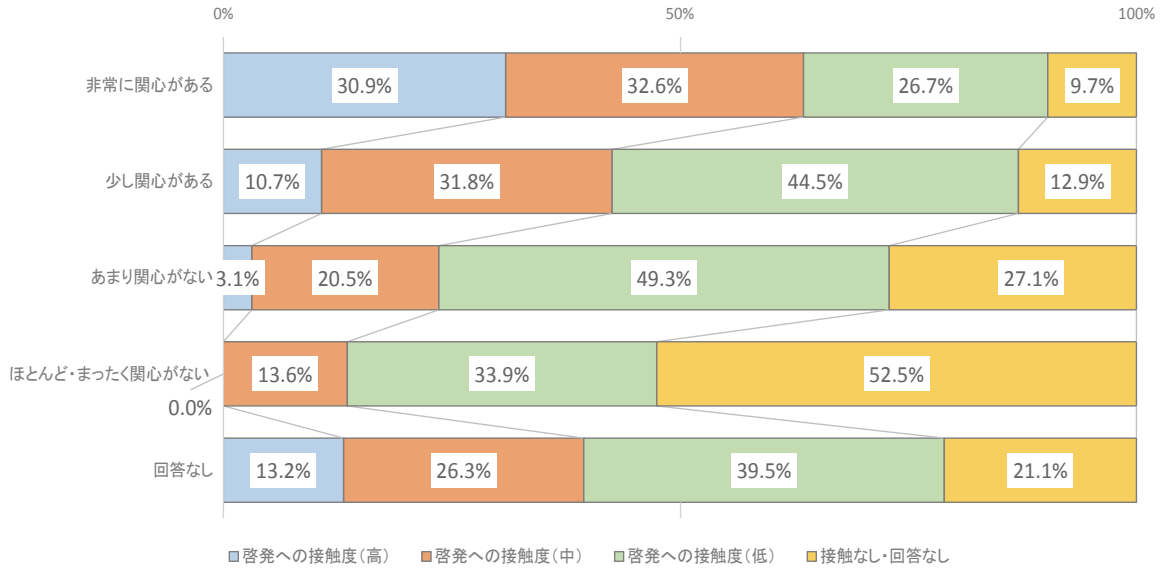


図2

関心のある人権問題(年齢層別)

